

第126回丹波篠山市議会6月3日会議

議会提出議案



令和7年6月3日

丹波篠山市

報告第 1 号 令和6年度丹波篠山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源				
						国県支出金	地方債	その他	円	
2総務費	1総務管理費	市営駐車場管理費	13,352,000	13,352,000			10,300,000			3,052,000
2総務費	1総務管理費	コミュニティセンター管理費	41,658,000	41,658,000			40,500,000	597,000		561,000
3民生費	1社会福祉費	国民健康保険特別会計(事業勘定)繰出金	2,090,000	2,090,000						2,090,000
3民生費	1社会福祉費	物価高騰対策における低所得世帯支援事業	155,866,000	155,866,000		155,866,000				
3民生費	2児童福祉費	城東こども園整備事業	27,509,000	27,509,000			27,400,000			109,000
4衛生費	1保健衛生費	地域医療対策事業費	8,140,000	8,140,000						8,140,000
4衛生費	2清掃費	塵芥処理費	289,850,000	289,850,000		80,052,000	173,400,000	34,837,000		1,561,000
4衛生費	2清掃費	地域振興事業(土木)	37,905,000	37,905,000			33,900,000			4,005,000
6農林水産業費	1農業費	農業農村施設管理事業	1,760,000	1,760,000			1,500,000			260,000
6農林水産業費	1農業費	担い手支援事業	3,750,000	3,750,000		3,750,000				
6農林水産業費	1農業費	ため池等整備事業	4,100,000	4,100,000		4,100,000				
7商工費	1商工費	商工振興施設管理費	33,261,000	33,261,000			29,900,000	3,361,000		
7商工費	1商工費	観光施設整備事業	489,000	489,000						489,000
8土木費	2道路橋りょう費	道路維持管理費	30,190,000	30,190,000			27,600,000			2,590,000
8土木費	2道路橋りょう費	国庫補助道路整備事業	151,490,000	151,490,000		82,745,000	55,700,000			13,045,000
8土木費	2道路橋りょう費	市単独事業	2,870,000	2,870,000			2,500,000			370,000
8土木費	3河川費	河川維持修繕事業	3,615,000	3,615,000			3,500,000			115,000
8土木費	3河川費	ふるさとの川再生事業	5,318,000	5,318,000			4,800,000	518,000		
8土木費	4都市計画費	景観形成事業	1,100,000	1,100,000						1,100,000
8土木費	4都市計画費	都市計画事務費	13,076,000	13,076,000						13,076,000
8土木費	4都市計画費	公園等施設管理費	3,070,000	3,070,000			3,000,000			70,000
小	計		830,459,000	830,459,000		326,513,000	414,000,000	39,313,000		50,633,000

令和6年度丹波篠山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源		その他		
						国県支出金	地方債	国県支出金	その他	
10教育費	1教育総務費	事務局費	121,000	121,000						121,000
10教育費	7保健体育費	グラウンド・テニスコート管理費	2,734,000	2,734,000					2,734,000	
10教育費	7保健体育費	東部学校給食センター管理費	8,978,000	8,978,000			8,900,000			78,000
14災害復旧費	1公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧費	8,126,000	8,126,000			5,414,000			12,000
14災害復旧費	1公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧費	2,415,000	2,415,000				2,100,000		315,000
14災害復旧費	2農林水産業施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧費	9,900,000	9,900,000			5,655,000		1,740,000	1,405,000
小	計		32,274,000	32,274,000			11,069,000		14,800,000	4,474,000
合	計		862,733,000	862,733,000			337,582,000		428,800,000	43,787,000

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

報告第 2 号 令和6年度丹波篠山市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既取入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						国県支出金	地方債	その他	未収入特定財源	
1総務費	1総務管理費	一般管理費	2,090,000	2,090,000	円	円	2,090,000	円	円	円
合	計		2,090,000	2,090,000			2,090,000			

(国民健康保険特別会計 事業勘定)

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

令和6年度丹波篠山市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	①栗柄浄水場取水ポンプ更新工事	円	円	円	円	円	円	円	円	機器関連部品等の供給制限に伴う納期遅延により不測の日数を要するため。
				3,639,000	3,639,000	3,600,000	39,000				
		②栗柄浄水場ろ過ポンプ盤改造工事	5,500,000		5,500,000	5,500,000					
		③市野々・河谷・追入加圧所送水ポンプ更新工事	25,000,000	7,900,000	17,100,000		17,100,000				機器関連部品等の供給制限に伴う納期遅延により不測の日数を要するため。
		合 計	34,139,000	7,900,000	26,239,000		26,200,000	39,000			

※ 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

令和7年6月3日 提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

令和6年度丹波篠山市下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用品額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する 棚卸資産の購入 限度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度損益勘 定留保資金			
1資本的 支出	1建設改 良費	①西紀中央処理区 中継ポンプ機械電気設備工事	円 16,720,000	円	円 16,720,000	円	円 16,700,000	円 20,000	円	機器関連部品等の供給 制限に伴う納期遅延に より不測の日数を要す るため。	
		合 計	16,720,000		16,720,000		16,700,000	20,000			

5 ※ 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

令和7年6月3日 提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第1号 丹波篠山市税条例の一部を改正する条例

理 由 地方税法等の一部改正による規定の整備

令和7年3月31日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

丹波篠山市税条例の一部を改正する条例

丹波篠山市税条例（平成11年篠山市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係るに所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同

項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第5項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用

に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令

和8年4月1日

- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の丹波篠山市税条例（以下「新条例」という。）

第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の丹波篠山市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお

従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、丹波篠山市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 丹波篠山市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第2号 丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理 由 地方税法等の一部改正による規定の整備

令和7年3月31日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波篠山市国民健康保険税条例（平成11年篠山市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第22条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の丹波篠山市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第3号 損害賠償の額及び和解について

理 由 別記事故について、損害賠償の額を決定し和解するため

令和7年2月20日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第4号 和解について

理 由 別記事故について、和解するため

令和7年5月2日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第5号 損害賠償の額及び和解について

理 由 別記事故について、損害賠償の額を決定し和解するため

令和7年5月20日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第6号 令和6年度丹波篠山市一般会計補正予算（第14号）

理 由 各種歳入予算の確定による専決処分

令和7年3月31日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第7号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）

理 由 自動車事故の和解に伴う損害賠償金の計上

令和7年5月20日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第40号

丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設の設置及び管理に関する条例（令和元年丹波篠山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2 丹波篠山市福住地域コミュニティ活性化施設の部1階カフェの項の次に次のように加える。

1階会議室・テナント	午前	500
	午後	500
	夜間	500
	1か月	30,000

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第41号

丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例（平成11年篠山市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「すべて」を「全て」に、「の（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）」を「（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法」に、「80万円」を「80万9千円」に改め、同条第19号中「すべて」を「全て」に、「80万円」を「80万9千円」に改める。

第4条第1項第1号中「80万円」を「80万9千円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 4 2 号

丹波篠山市営改良住宅条例の一部を改正する条例

丹波篠山市営改良住宅条例（平成 1 1 年篠山市条例第 1 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表昭和 5 3 年の項中「8」を「6」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第43号

丹波篠山市防災行政無線西紀地区デジタル化工事請負契約について

丹波篠山市防災行政無線西紀地区デジタル化工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 丹波篠山市防災行政無線西紀地区デジタル化工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 199,205,600円
- 4 契約の相手方 大阪府大阪市淀川区宮原4丁目5番41号
新大阪第2NKビル
パナソニックコネクト株式会社
現場ソリューションカンパニー 西日本社
プレジデント 武部 恭士

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第44号

小型動力ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）購入契約について

小型動力ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）の購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 小型動力ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 29,339,610円
- 4 契約の相手方 京都府綾部市本町7丁目67番地の2
大槻ポンプ工業株式会社
代表取締役 大槻浩平

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

議案第45号

令和7年度消防救急デジタル無線設備部分更新業務委託契約について

消防救急デジタル無線設備部分更新について、下記のとおり業務委託契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 消防救急デジタル無線設備部分更新
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 210,100,000円
- 4 契約の相手方 大阪府松原市西野々2丁目1番45号
株式会社富士通ゼネラル
近畿情報通信ネットワーク営業部 部長 中村 祐一郎

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒井 隆 明

議案第46号

令和7年度高機能消防指令センター部分更新業務委託契約について

高機能消防指令センター部分更新について、下記のとおり業務委託契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 高機能消防指令センター部分更新
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 91,300,000円
- 4 契約の相手方 大阪府松原市西野々2丁目1番45号
株式会社富士通ゼネラル
近畿情報通信ネットワーク営業部 部長 中村 祐一郎

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒井 隆 明

議案第47号

高規格救急自動車購入契約について

高規格救急自動車の購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 高規格救急自動車購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 42,071,930円
- 4 契約の相手方 たつの市新宮町井野原276番地1
有限会社岡本ポンプ
代表取締役 岡本 正

令和7年6月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明